

平成29年 第8回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成29年 第8回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成29年9月1日 午前9時54分～午前10時39分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	鈴 木 義 満
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 議案第1号	土地の現況証明について			
日程第5 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第6 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第7 議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について			
日程第8 議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第9 議案第6号	農用地利用集積計画 (案) について (平成29年9月6日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから、平成29年第8回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会は成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、立派につとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、決まりを守り助け合い、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長 皆さんおはようございます。

今日から9月ということで、もうそれぞれ麦の収穫も終わり、来年度の麦の準備あるいは馬鈴薯の収穫等々、大変忙しい中の総会ということでお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また、先日の農地パトロールにつきましては、皆様のご参加をいただき、それぞれ地域の中で、不耕作地になっているところを見させていただいたところでございますけれども、要因として、農地は守らなくてはならない点は重々分かっていると思っておりますけれども、そうした本当に耕作不適地をどんなふうに農業委員会として、守っていくのか、あるいは活用していくのかということも、我々農業委員に課された一つの大きな課題なのかなと、そんなような感じがします。

特に美瑛みたいに中山間の多い地帯につきましては、農家減少の進み具合と同時に、そうした不耕作地が出てくるのかなと思っておりますので、委員の皆さんには、大きく荒れる前に、その対応策を考えながら、地域で話し合っていていただければとそんなふうに思うところでございます。

気象条件につきましては、今日もテレビで、全国各地で50年に1度の災害と雨とかということが出ているように、本当にゲリラ豪雨が、全国各地で発生をしているところであります。

美瑛町におきましては一昨年、そういうことがおきましたけれども、今年度は今のところ、若干天候は不順ですけれども、いい方向で推移しているのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

どうかそれぞれ地域の代表として収穫期を迎えますので、ぜひ怪我のないように、良い出来秋が来ることを期待するところでございます。

一つ皆さんにお願いがございます。〇〇結婚相談員の後に、

町HP公開用

広報を通じて相談員の募集をかけましたけれども、応募がゼロということになりました。そういうことで今、局長中心に、これからの相談業務に向けて、婚活に向けて、鋭意努力をしているところでありますけれども、来年の3月、一応来年3月までということになりますけれども、それで皆さんお知り合いの方がおられましたら、ぜひ、ご紹介をいただければと、そんなふう思うところがございます。

今日は天候も良く、皆さん多分お仕事が忙しいと思いますけれども、総会のほうも、多少案件もありますけれどもどうか最後まで、慎重審議をしていただきまして、第8回の総会を終わらせていただければとそんなふう思うところであります。本日は大変ありがとうございました。よろしくお祈りいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番 谷本委員、9番 平間委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、8月1日、平成29年第7回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長他14委員が出席しております。
2番、8月3日、上川地方農業委員会連合会中央区ブロック会議が開催され、会長が出席しております。
3番、8月7日、美瑛町議会第5回臨時会が開催され、会長が出席しております。
4番、8月10日、上川地方農業委員会連合会臨時総会が開催され、会長が出席しております。
5番、8月21日、平成29年度農地パトロールを実施し、会長他13委員が出席しております。

町HP公開用

6番、8月21日、第23期農業委員研修会を開催し、会長他14委員が出席しております。

7番、8月22日、水稻収量調査損害評価等に係る合同会議が開催され、会長他2委員が出席しております。

以上になります。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を、議題とします。

議案第1号、番号1番から番号2番については、一括して審議いたします。議案第1号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった〇〇〇〇さん他1件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△-△△△、地目、登記簿 田、現況 非農地、面積244㎡です。土地所有者、〇〇〇〇さん。申請人、□□□□さん。農振農用地区域外、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域です。

この土地につきましては、平成9年頃まで田での利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。

以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 はい、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。今朝ほど現地のほう確認してまいっております。

こちらは既に都市計画地域内の宅地用地として指定であり、住宅地ということで宅地として売買するということですので、これは認めても何ら支障がないと考えております。以上です。

○議 長 ありがとうございました。

○議 長 続きまして、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△-△△△、地目、登記簿 畑、現況 非農地、面積329㎡です。土地所有者、〇〇〇〇さん。申請人、□□□□さん。農振農用地区域外、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域です。

町HP公開用

この土地につきましては、昭和50年頃まで畑での利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 こちらも、ただいま事務局からの説明のあったとおりでございます。朝方、現地のほう確認してまいっております。

こちらのほうも、1番同様ですね、住宅地ということで、売買するということでもありますので、こちらも認めて、何ら支障がないと考えております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

○議長 議案第1号、番号1番から番号2番について、現地調査の結果を鈴木班長よりお願いいたします。

○鈴木班長 早朝から現地確認を実施した結果、参加の委員さんの合意をいただきまして、何ら支障なしということで報告させていただきます。

○議長 ありがとうございました。
これより、議案第1号、番号1番から番号2番について、一括して、質疑に入ります。

○議長 発言のある方は挙手願います。

○議長 はい、斉藤委員。

○斉藤委員 資料いただいているのですが、何か資料が違うみたいです。どっちがどっちなのか。それを確認したい。資料の写真付のものなのですが、面積とこちらの議案のところが違うのですが、よろしく願います。

○事務局 回答させていただきます。
すみません、現地確認の資料のほうがですね、面積ですね、○○○○と○○○○のほうが入れかわっておりましたので、現地確認の資料のほうの○○○○のほうがですね、244㎡。○○○のほうが329㎡という形になっております。

○議長 斉藤委員いいですか。
【わかりましたの声】

○議長 そのほかに、ありませんか。

【なしの声】

○議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長 それでは採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 □□□□、他1件の許可の可否について、審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△△△、面積58㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人□□□□への贈与による所有権移転申請です。
申請箇所は、JR美瑛駅から南東に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に譲渡したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとの事です。詳細につきましては、議案1頁をご確認ください。
本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いします。

○●●委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。
またこれを負債地ということで処理して、□□□□には、○○○さんもまた、この中で一緒にやっていくっていう形になっておりますので、何ら問題ないのではないかと考えています。
以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第2号、番号1番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○川崎会長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○川崎会長 続きまして、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、〇〇〇〇、地番△△△-△△△、面積3,291㎡につきましては、譲渡人 〇〇〇〇さんから譲受人 □□□□さんへの贈与による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から東に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由につき承認願いますとのことです。詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員の補足説明をお願いいたします。

○●●委員 私たちの地域では、今、基盤整備事業で水田を大きくしています。

今回の農地は、基盤整備前の小さな水田で、基盤整備の後、登記を仕直したわけですがけれども、その時に、この地番の番号が枝番で分かれてしまい、今回見逃してしまいました。そんな形で今回贈与という形で出ています。

また同じ時期に4件の売買がありまして、残りの3件についても、今調べておりますけれども、1件同じような形で出てき

ております。残りの2件については今調べているところであり
ます。

どうか審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第2号、番号2番の件について、質疑に入
ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。

○議 長 私のほうから一言ちょっとお話をさせていただきます。

●●委員からも報告をいただきました。実は今、○○○○地
区基盤整備事業で、農地を拡大した中での地番漏れのミスがあ
ったということで、今回だけに限らず、あと4件、あと3件で
すかね。そういう問題が今、調べ中ですが、今後出てくる
ということで、今回については、3, 291㎡ですけれど、次
回はもう少し大きい面積が出てくるようです。

今、事務局とも話して、そういう農地の基盤整備でしたから、
これ当然、そういうミスもあるのかと思いますけれども、ちょ
っと振興機構にも話しながら、なるべくそういうミスのないよ
うにということで、農業委員会のほうから、振興機構のほうに
お話をさせていただきたいとそんなふうに思っているところ
であります。

そういうことも踏まえて、皆さんのご意見があればいただき
たいと思います。

○議 長 ありませんか。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第2号、番号2番についての件を原案どおり決定するこ
とに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請
について、使用貸借の件を議題とします。
議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。
使用貸借農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 □□□□さんへの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△△△他100筆、面積57万3,355.29㎡につきまして、貸主 ○○○○さんから、借主 □□□□さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から△kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ使用貸借したい。借主は自己の営農確立させるため、使用貸借により借り受けしたいとのことです。詳細につきましては、議案4頁から7頁をご確認ください。

本件は、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまのご説明に関連して、地区担当委員であります●●●委員から補足説明をお願いします。

○●●委員 はい、ただいまの○○さんの件でございますけれども、ご存じのとおり大規模農家でございます。今年度ですね、経営移譲ということで、息子さんの□□君に移譲されまして、息子さんのほうも、今後、自分の農業を確立させたいという意欲を持ちまして、営農しております。

何ら問題はないと思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号について、質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。

- 議長 日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、○○○の許可の可否について、審議を求めるものです。
字名、○○○○、△△△-△△△の内、地目、登記簿現況ともに畑。面積は1,489㎡、申請箇所はJR美瑛駅から北に約△kmの箇所で、土地所有者、○○○○による従業員駐車場、大型農業機械転回場所の造成及び格納庫の建設のための転用許可申請です。
申請地は町が定める農業振興地域整備計画において規制される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外となっております。
農用地の転用は原則不許可ですが、従業員駐車場、大型農業機械転回場所の造成及び格納庫の建設に伴う転用であるため、農地法第4条第6項に該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に指定される農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるかとされており、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案8頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局の説明のとおりでございます。
○○○○はですね、面積規模の大きさ、または従業員の数がかなり最盛期にはですね、10台近くの車が停まるなど、大変大きくやっているところでございます。
皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 長 ありがとうございます。
- 議長 長 議案第4号について、現地調査の結果を鈴木班長よりお願いいたします。
- 鈴木班長 ただいまの事務局と●●委員の説明のとおりでございます。
現地確認をいたしました結果ですが、支障がないということで同意いたしました。
以上です。
- 議長 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第4号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借についての件を議題とします。
議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について。
使用貸借農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 □□□□の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名、○○○○、地番△△△-△△△の内、地目、登記簿現況ともに畑。面積は2,427㎡、申請箇所はJR美瑛駅から北に約△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者 □□□□による、従業員駐車場造成及び格納庫の建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内の用地ですが、農林課にて用途変更済みでありまた都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、従業員駐車場、造成及び格納庫の建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する、農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する転用はやむを得ないと考えられます。詳細につきましては、議案9頁をご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員から補足説明をお願いします。

○●●委員 はい、事務局の説明のとおりでございます。また、先ほどの議案第4号の土地と隣接しておりますので、皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。
議案第5号について、現地調査の結果を鈴木班長よりお願いいたします。

○鈴木班長 現地確認の結果ですが、議案第4号の土地と地続きということで、問題なしということで、承認をいただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

○議長 長 ありがとうございます。

○議長 長 これより、議案第5号、番号1番について質疑に入ります。

○議長 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長 長 それでは採決いたします。
議案第5号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成29年9月6日公告予定分の件を議題とします。

○議長 長 議案第6号、番号10番について、先に審議したいと思います。
4番、□□委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、□□委員の退席をお願いいたします。
議案第6号、番号10番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成29年第7回、平成29年9月6日公告予定分です。
○○○○さん他15件から、利用権の設定等、所有権の移転14件、賃貸借2件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
番号10番、○○○○から□□□□さんへの売買、畑3筆、

町HP公開用

100,680㎡、売買価格は、△△△万円で、10a当△△△△円です。こちらは保有合理化事業による5年間の賃貸借期間が満了し、売り渡しとなるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長 議案第6号、番号10番について質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第6号、番号10番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 □□委員の入場を認めます。
□□委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 番号1番から番号9番までと、番号11番から番号16番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号1番、○○○○さんから、□□□□さんへの売買、畑9筆、4万5,280.7㎡、売買価格は、△△△万円で、10a当△△万円です。

こちらは○○さんの離農に伴う農地処分のため売買するものです。

続いて、番号2番及び3番は、○○○○さんの離農に伴う農地処分です。番号2番、□□□□さんへの売買、畑4筆、6,710㎡。売買価格は△△△万円で、10a当△万円です。

番号3番、□□□□さんへの賃貸借です。田4筆、畑14筆、計7万8,479.7㎡。賃料は△△万△,△△△円で10a当田畑ともに△,△△△円です。こちらは保有合理化事業参加予定のため、賃貸借期間が1年となっております。

番号4番、○○○○さんから、□□□□への売買、田9筆、畑3筆、計7万9,446㎡。売買価格は△△△万円で、10a当田△△万△△△円、畑△△万△,△△△円です。こちらは○○さんの離農に伴う農地処分のため売買するものです。

町HP公開用

番号5番、〇〇〇〇さんから、□□□□さんへの売買、畑4筆、2万3,808㎡、売買価格は△△万△,△△△円で、10a当△万円です。こちらは相続地の処分のため、売買するものです。

番号6番、〇〇〇〇さんから、□□□□への賃貸借。畑5筆、6万209.21㎡。賃料は△△万円で、10a当△,△△△円です。賃貸借期間は、双方の希望により2年間です。こちらは賃貸借期間の満了による期間の更新です。

番号7番以降につきましては、北海道農業公社から保有合理化事業担い手支援5年タイプによる賃貸借期間が満了し、売り渡しとなるものです。

番号7番、□□□□さんへ田3筆、1万8,810㎡。売買価格は△△△万△,△△△円で、10a当△△万円です。

番号8番、□□□□さんへ、田7筆4万9,301㎡。売買価格は△△△万円で、10a当△△万円です。

番号9番、□□□□さんへ畑2筆、7万6,652㎡。売買価格は△,△△△万△,△△△円で、10a当△△万円です。

続いて次の頁になります。番号11番、□□□□さんへ、田1筆、畑3筆、計2万4,275㎡。売買価格は、△△△万△,△△△円で、10a当田畑ともに△△万円です。

番号12番、□□□□さんへ畑13筆、5万6,135㎡。売買価格は△△△万円で、10a当△△万△,△△△円です。

番号13番、□□□□へ田7筆、4万5,730㎡。売買価格は△,△△△万円で、10a当たり△△万△,△△△円です。

番号14番、□□□□さん田5筆、畑15筆、計9万1,438㎡。売買価格は△,△△△万円で、10a当田畑ともに△△万△,△△△円です。

番号15番、□□□□さんへ田4筆、4万4,668.5㎡。売買価格は△△△万△,△△△円で、10a当△△万△,△△△円です。

番号16番、□□□□へ、田13筆、畑9筆、計18万7,699㎡。売買価格は、△,△△△万円で、10a当田△△万円、畑△△万円です。

以上、利用権の設定をする者、16件、5名1法人、利用権の設定を受ける者16件、12名3法人、田49筆、29万7,503㎡。畑88筆、69万1,819.11㎡。計137筆98万9,322.11㎡です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第6号、番号1番から9番までと、番号11番から番号16番までについて、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。
議案第6号、番号1番から番号9番までと番号11番から番号16番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成29年、第8回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成29年 9月21日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

谷 本 憲 一

美瑛町農業委員

平 間 初 美